資料２

第３期新いばらき障害者プランの改定について

１　計画の概要

・障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を統合して策定。
・県が市町村や関係機関等と連携しながら総合的に障害者福祉施策に取り組むための基本指針。
・現行の「第３期新いばらき障害者プラン（令和６年度～令和 11 年度)」の見直しを行うとともに、関係法令の改正、本県における新たな課題や障害者施策を取り巻く環境変化を踏まえ、総合的かつ計画的に障害児・障害者施策を展開するために改定する。
・第３期計画期間：令和６年度～令和 11 年度（６年間)。
　※本改定は計画後半の令和９年度～令和 11 年度分。

２　計画策定の考え方

・現行計画の内容・構成を基本としつつ、国の基本指針（令和８年３月 31 日付け告示）や地域の実情、前期計画の達成状況等を勘案して改定を行う。
・策定に当たっては、学識経験者、障害当事者及び障害者団体を代表する者等を構成員とする障害者施策推進協議会、パブリックコメントの実施等により意見聴取を行い、障害当事者の意見を十分反映させた上で、令和９年３月に策定・公表する予定。

３　計画の骨子　・・・別添（資料３）参照

【現行計画からの主な変更点】
（１）「成果目標」・「障害福祉サービス見込み量」の見直し
（２）国の基本指針や法改正等を踏まえた施策項目の修正

４　計画改定の進め方

Ｒ８年	５月～７月中旬	原案の検討・作成
	８月～９月上旬	障害者施策推進協議会・県自立支援協議会の開催
	１０月～１１月	令和８年度第４回定例会
	１２月中旬～Ｒ９年１月中旬	パブリックコメント実施
Ｒ９年	２月上旬	障害者施策推進協議会の開催
	２月下旬～３月	令和９年度第１回定例会
	３月下旬	策定・公表